

広島県告示第千四二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年八月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
の種類	自然現象	の原因	の発生原		
篠原（一三五 八八一二）	上田（三九四 五）	金代（一三六 五〇）	急傾斜地の崩壊	表区域 示の	広島県庄原市東城町三坂、同市東城町久代及び同市東城町田黒地内
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	
篠原（一三五 八八一二）	上田（三九四 五）	金代（一三六 五〇）	急傾斜地の崩壊	の自然現象	の自然現象
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	の原因	の原因
				の発生原	の発生原

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。